

事由		処分事由	解雇	停職	減給	戒告
1 ・ 一般 服 務 関 係	(1) 欠勤	ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いたとき			●	●
		イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いたとき		●	●	
		ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いたとき	●	●		
	(2) 遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いたとき				●
	(3) 休暇の虚偽申請	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をしたとき			●	●
	(4) 勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、業務の運営に支障を生じさせたとき			●	●
	(5) 職場内秩序を乱す行為	ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱したとき		●	●	
		イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱したとき			●	●
	(6) 虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行ったとき			●	●
	(7) 秘密漏えい	ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、業務の運営に重大な支障を生じさせたとき	●	●		
		この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らしたとき	●			
		イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、業務の運営に重大な支障を生じさせたとき		●	●	●
	(8) 兼業の承認等を得る手続のけ怠				●	●
	(9) 入札談合等に関する行為	入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったとき	●	●		
	(10) 個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集したとき			●	●
	(11) 公文書の不適正な取り扱い	ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄したとき	●	●		
		イ 決裁文書を改ざんしたとき	●	●		
		ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、業務の運営に重大な支障を生じさせたとき		●	●	●
2 ・ 公 金 官 物 取 扱 い	(12) 性暴力等及びセクシャル・ハラスメント	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下の関係、大学内における教員・学生の関係等に基づく影響力を用いることにより強い性的関係を結び若しくはわいせつな行為をしたとき	●	●		
		イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返したとき		●	●	
		この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	●	●		
		ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行ったとき			●	●
	(13) アカデミック・ハラスメント	ア 教育・研究における人間関係の優位性を背景に、学生や研究指導を受ける者に強度の心的心的ストレスを与え、精神疾患に罹患させたとき	●	●		
		イ 教育・研究上の適切な範囲を超える不適切な言動により、相手方の修学又は教育・研究上の環境を害したとき		●	●	●
	(14) 研究上の不正行為	研究活動において、捏造、改ざん、盗用、その他不適切な行為があったとき、又はこれらの行為の証拠隠滅、立証に係る調査の妨害等をしたとき	●	●	●	●
	(15) 公的研究費の不正使用	虚偽の請求や偽り、その他不正な手段により公的研究費を不正に支出したとき、又はこれらの手段により公的研究費の支給を受けたとき	●	●	●	●
	(16) パワー・ハラスメント	ア パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたとき		●	●	●
		イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返したとき		●	●	
		ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたとき	●	●	●	
2 ・ 公 金 官 物 取 扱 い	(1) 横領	法人の金品を横領したとき	●			
	(2) 窃取	法人の金品を窃取したとき	●			
	(3) 搾取	人を欺いて法人の金品を交付させたとき	●			
	(4) 紛失	法人の金品を紛失したとき				●
	(5) 盗難	重大な過失により法人の金品の盗難に遭ったとき			●	●
	(6) 器物損壊	故意に職場において器物を損壊したとき			●	●
	(7) 失火	過失により職場において出火を引き起こしたとき				●
	(8) 諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給したとき、又は職員及び故意に届出を怠り、若しくは虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給したとき			●	●
	(9) 法人金品の処理不適正	自己保管中の法人の金品の流用等不適正な処理をしたとき			●	●
	(10) コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、業務の運営に支障を生じさせたとき			●	●

3 ・ 公務 外 非 行 関 係	(1) 放火	放火をしたとき	●			
	(2) 殺人	人を殺したとき	●			
	(3) 傷害	人の身体を傷害したとき		●	●	
	(4) 暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったとき			●	●
	(5) 器物損壊	故意に他人の物を損壊したとき			●	●
	(6) 横領	ア 自己の占有する他人の物を横領したとき	●	●		
		イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領したとき			●	●
	(7) 窃盗・強盗	ア 他人の財物を窃取したとき	●	●		
		イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取したとき	●			
	(8) 詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させたとき	●	●		
	(9) 賭博	ア 賭博をしたとき			●	●
		イ 常習として賭博をしたとき		●		
	(10) 麻薬等の所持等	麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をしたとき	●			
	(11) 酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をしたとき			●	●
4 ・ 飲 酒 運 転 ・ 交 通 事 故 ・ 交 通 法 規 違 反	(1) 飲酒運転	ア 酒酔い運転をしたとき	●			
		イ 酒気帯び運転をしたとき *1		●		
		この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせたとき	●	●		
		事故後の救護を怠る等の措置義務違反をしたとき	●			
		過去に飲酒運転による処分歴があったとき	●			
		ウ 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知りながら当該職員が運転する車両に同乗したとき *2	●	●	●	●
	(2) 飲酒運転以外での人身事故	ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせたとき	●	●	●	
		この場合において措置義務違反をしたとき	●	●		
		イ 人に傷害を負わせたとき			●	●
		この場合において措置義務違反をしたとき		●	●	
	(3) 飲酒運転以外での交通法規違反	著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をしたとき		●	●	●
		この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をしたとき		●	●	
5 ・ 責 任 監 視	(1) 指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていたとき			●	●
	(2) 非行への隠蔽、黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠べいし、又は黙認したとき		●	●	

*1 この場合の停職期間は6月を基本とする。

*2 飲酒運転をした職員の処分量定、飲酒運転への関与の程度等を考慮し決定する。